

監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 28 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日及び場所

平成 2 5 年 5 月 2 9 日（水）

敦賀市監査委員室及び敦賀市社会福祉協議会内 1 階研修室

2 監査の対象

敦賀市福祉総合センター

指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

主 管 課 福祉保健部 地域福祉課

3 監査の方法

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び現金出納帳等関係書類を突合等により審査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項については、改善等が必要と認められるので、指定管理者及び主管課においては、適正な措置等をとられたい。

（１）指定管理者の業務について

敦賀市福祉総合センター指定管理者基本協定書の業務仕様書には指定管理者が行う業務範囲が謳われている。その中の「利用者サービス提供事業の関する業務（自主事業及び誘致事業）」及び「敦賀市福祉総合センターの設置及び管理に関する条例第 1 条の目的を達成

するための事業」について、現指定管理の運用では、その業務範囲に含まないこととなっていることから、この２つの事業収支は、指定管理の収支から除外されている。

この判断は、今後の指定管理の運営に大きな影響を与えるため、２者は、十分協議を行い適切な措置を講じていただきたい。

本来、指定管理を導入するのは、民間のノウハウを活用し、公共サービスの効率化と質の向上を図ることを目的としていることから、指定管理者は、指定管理料を減少させていく努力が求められていると考える。

（２）経費削減について

（ア）福祉総合センターの管理について、条例により開館は午前９時から午後９時までとなっているため、職員は、開館している全日午後１０時まで勤務している。一方、貸館の状況を見ると、午後９時まで使用しているのは、７割程度である。また、前回の指定管理では、貸館の無い時は、午後７時で閉館していたことと、条例では、開館時間の変更も可能であるため、前回と同じように午後７時に閉館すれば、経費の削減と職員の負担軽減につながる。

今後、利用者に対し十分な周知を行えば、実施は可能と思われるので、２者で協議をお願いする。

（イ）事業費の３分の１を占める人件費については、削減に取り組んでいる状況も確認されたが、一部、退職金等については、委託者である市に比べると高い部分がある。社会福祉協議会は、民間の組織ではあるが、「公共性」、「公益性」が高い組織であるので、法によるところの職員の処遇も大切ではあるが、今日の公務員の状況も十分勘案し、また、市民目線からみて適正な水準となるよう努めてもらいたい。

（３）会計処理について

指定管理及び管理者本体の会計処理については、当然、的確で、高い透明性の確保が要求される。収支計算書や貸借対照表だけではなく、前段の会計処理及び元帳表記の仕方、更には、現金の会計処理等全てについて、このことが要求される。

しかし、現金の流れについて、通帳や元帳を確認したところ、１通帳に複数の事業収入が入金され、年度後半に纏めて該当事業通帳に入金しているため、１つ１つの事業の現金収支を把握することが困難な状況となっている。

今後、それぞれの事業収支については、出来るだけそれぞれの通帳に纏め、入金がある毎に該当事業通帳に入金し、現金と通帳の突合が容易になるよう改善をお願いする。

（４）備品管理について

市所有の備品に貼られた備品表示票について、この票に振ってある整理番号に同一番号が振られていたものがあつた。また、指定配置場所が移動しているものも見られたので、併せて修正されたい。